

多々良沼・城沼自然再生協議会  
指名業者審査委員会及び指名業者選定委員会の設置及び運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県建設工事請負業者選定要領及び群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領に定めるもののほか、多々良沼城沼自然再生協議会（以下「協議会」という。）会長が所管する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の指名業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者審査委員会及び指名業者選定委員会)

第2条 指名業者を選定するため、実行委員会に指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）及び指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 委員会及び選定委員会（以下「委員会等」という。）は、原則として次に掲げる職にある者をもって組織する。

	指名業者審査委員会	指名業者選定委員会
対象業務	工 事 5000万円以上 業務委託 3000万円以上	工 事 5000万円未満 業務委託 3000万円未満
構 成 員	協議会事務局長(土木事務所長) " 次長(技) " 次長(事) " 次長(市) " 次長(町)	協議会事務局次長(技)(土木事務所技術次長) " 次長(事)(土木事務所事務次長) " 次長(市)(市都市整備課長) " 次長(町)(町都市計画課長) " 係長(土木事務所総務係長) 係長(土木事務所都市施設係長) 係長(市担当係長) 係長(町担当係長)

※上記選定委員会構成員の役職は自治体の役職

3 委員会の委員長は協議会事務局長（土木事務所長）、選定委員会の委員長は協議会事務局次長（技）（土木事務所技術次長）をもって充てるものとする。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するものとする。

5 委員会等は、委員長が召集し、主宰する。

6 委員会等は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

7 委員会等は、非公開とする。

(担当者の意見聴取等)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に担当者を出席させ、関係事項

について説明を求め、また意見を聞くことができる。

(委員会等の開催日)

第4条 委員会等は必要に応じて、その都度開催する。

(審査資料の提出)

第5条 委員会等に付議する工事等を担当する係長（以下「担当係長」という。）は、当該工事等の指名に必要な審査資料を作成し、委員会等に提出するものとする。

(指名業者の審査)

第6条 委員会等は、提出された資料に基づいて審査を行うものとする。

2 審査の方法は、原則として委員会等の開催によって行うこととし、緊急等の必要がある場合は、書面による回議をもってできるものとする。

(指名業者の審査)

第7条 委員会等は、提出された資料をもとに審査し、担当係長はこの結果に基づいて指名業者調書を作成するものとする。

(審査済の表示)

第8条 担当係長は、作成した指名業者調書の余白に審査年月日等必要事項を押し委員長に提出するものとする。

(庶務を扱うグループ)

第9条 委員会等の庶務は、総務係において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成22年4月7日から施行する。

参考様式

審査年月日及び必要事項

指名業者審査委員会 審 査 済
年 月 日

指名業者選定委員会 審 査 済
年 月 日